

# 山口県報

平成28年  
6月7日  
(火曜日)

## 目次

- 規則  
山口県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則  
(ふちつまやまくち推進課)……………一
- 告示  
特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を  
しなればならない区域の指定(環境政策課)……………二
- 道路の区域の変更(道路整備課)……………二
- 道路の供用の開始(道路整備課)……………二
- 周南都市計画道路の変更(都市計画課)……………二
- 公営住宅法施行令第二条第一項第四号の規定により定める数値に関する告示の一部改正  
(住宅課)……………三
- 山口県営改良住宅条例第三条第一項の規定により定める数値に関する告示の一部改正  
(住宅課)……………三
- 県営住宅の構造及び戸数に関する告示の一部改正(住宅課)……………四
- 山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正(会計課)……………四
- 歳入の収納の事務の委託(交通規制課)……………四



山口県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年六月七日

山口県知事 村岡 嗣政

### 山口県規則第四十七号

山口県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

山口県林業・木材産業改善資金貸付規則(平成十五年山口県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

第三条中「、認定木材製造業者」を削る。

第四条第一項中「、一認定木材製造業者」とを削る。

第五条第一項中「十年以内」の下に「山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第

八条の六第一項、」を、「(昭和五十四年法律第五十一号)第九条」の下に「、森林の

間伐等の実施の促進に関する特別措置法(平成二十年法律第三十二号。以下「間伐特措

法」という。)第十一条第一項」を加え、「公共建築物木材利用促進法」を「公共建築

物等における木材の利用の促進に関する法律(平成二十二年法律第三十六号。以下「公

共建築物木材利用促進法」という。)に改め、同条第二項中「三年以内」の下に

「山村振興法第八条の六第一項、間伐特措法第十一条第一項、」を加える。

第六条第二項中「四年以内」の下に「山村振興法第八条の六第一項、間伐特措法第

十一条第一項、」を、「第十三条第二項」の下に「及び六次産業化法第十条第二項」を

加える。

第九条第二項中第四号を第六号とし、第一号から第三号までを二号ずつ繰り下げ、同

項に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一 山村振興法第八条の六第一項に規定する資金にあつては、同法第八条第一項に規

定する山村振興計画及び当該計画に係る同項の同意を得たことを証する書類の写し

二 間伐特措法第十一条第一項に規定する資金にあつては、間伐特措法第九条第一項

の認定を受けたことを証する書類の写し

第十七条第一号及び第二十一条第一項中「、認定木材製造業者」を削る。

第二十三条中「除く。」は「の」の下に「、別に定めがある場合を除き」を加える。

別記第一号様式の添付書類中5を7とし、2から4までを4から6までとし、1の次

に次のように加える。

2 山村振興法第8条の6第1項に規定する資金にあつては、同法第8条第1項に規定する山

村振興計画及び当該計画に係る同項の同意を得たことを証する書類の写し

3 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第11条第1項に規定する資金にあつては、

同法第9条第1項の認定を受けたことを証する書類の写し

別記第四号様式の別紙中「、認定木材製造業者」を削る。

別記第五号様式の注2及び3並びに別記第六号様式の添付書類1中「、認定木材製造業者」を削る。

附則  
この規則は、公布の日から施行する。



**山口県告示第百八十号**

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十八年六月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 形質変更時要届出区域

宇部市大字西沖の山字西沖一六の三の一部、一六の六及び七四八九の一七並びに山陽小野田市大字小野田字長沢二宮開作七四八九の一七及び同市大字西沖字西沖一四の七の一部

二 特定有害物質の種類

鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第五十八条第四項第九号から第十一号までの規定への該当

土壤汚染対策法施行規則第五十八条第四項第十一号に該当する。

**山口県告示第百八十一号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十八年六月七日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道  
 路線名 徳山光線  
 道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
周南市大字中須北字清水浴一〇一八の一地先から同市大字中須南字岸高二〇〇七の一地先まで	最狭 四一・〇〇	最狭 二五・〇〇	四〇四・〇	五二四・〇	道路改良工事の完了による。

**山口県告示第百八十二号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年六月七日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
徳山光線	周南市大字中須北字清水浴一〇一八の一地先から同市大字中須南字岸高二〇〇七の一地先まで	平成二十八年六月八日

**山口県告示第百八十三号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、周南都市計画道路を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び下松市建設部都市整備課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年六月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称  
 周南都市計画道路三・四・二百八末武大通線  
 二 変更の内容  
 区域及び構造の変更

山口県告示第百八十四号

公営住宅法施行令第一条第一項第四号の規定により定める数値に関する告示(平成九年山口県告示第三百二十一号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

表中村県営住宅の項中「〇・九一」を「〇・九〇」に改め、同表稗田県営住宅の項中「〇・九一」を「〇・九〇」に、「〇・九二」を「〇・九一」に、「〇・九三」を「〇・九二」に、「〇・六〇」を「〇・五九」に改め、同表綾羅木県営住宅の項を次のように改める。

綾羅木県営住宅	一号棟	〇・九二
	A棟からF棟まで	〇・五九

表垢田県営住宅の項中「〇・六〇」を「〇・五九」に、「〇・七七」を「〇・七六」に改め、同表栄県営住宅の項中「〇・九一」を「〇・九〇」に改め、同表川中東部県営住宅の項中「G棟及びI棟」を「及びG棟からI棟まで」に、「F棟及びH棟」を「及びF棟」に改め、同表川中西部県営住宅の項中「〇・八二」を「〇・八一」に改め、同表彦島堀越県営住宅の項中「〇・八七」を「〇・八六」に改め、同表白雲台県営住宅の項中「〇・九〇」を「〇・八九」に改め、同表山の田東県営住宅の項中「〇・九一」を「〇・九〇」に改め、同表彦島江の浦県営住宅の項中「〇・九二」を「〇・九一」に改め、同表西宇部県営住宅の項中「三号棟」を「四号棟」に改め、同表東岐波県営住宅の項中「五号棟」の下に「及び六号棟」を加え、同表小羽山県営住宅の項中「〇・六八」を「〇・六七」に、「〇・七三」を「〇・七二」に改め、同表岬県営住宅の項中「〇・九二」を「〇・九一」に改め、同表大内御堀県営住宅の項中「〇・八五」を「〇・八四」に、「〇・九一」を「〇・九〇」に改め、同表上東県営住宅の項中「〇・八一」を「〇・八〇」に、「〇・八五」を「〇・八四」に改め、同表吉敷木崎県営住宅の項中「〇・八五」を「〇・八四」に改め、同表穂積県営住宅の項中「〇・九〇」を「〇・九一」に改め、同表金谷県営住宅の項及び高井県営住宅の項中「〇・九七」を「〇・九六」に改め、同表西浦県営住宅の項中「〇・九二」を「〇・九一」に改め、同表中央県営住宅の項中「一・〇〇」を「〇・九九」に改め、同表川瀬県営住宅の項中「〇・九一」を

「〇・九〇」に改め、同表生野屋県営住宅の項中「〇・八五」を「〇・八四」に改め、同表旗岡県営住宅の項中「及び二号棟」を「一、二号棟及び四号棟」に、「一、四一、四二号棟」を「及び四一、四二号棟」に改め、「K棟からM棟まで」を削り、同表久保県営住宅の項中「〇・八一」を「〇・八〇」に、「〇・八七」を「〇・八六」に改め、同表浪の浦県営住宅の項中「〇・六八」を「〇・六七」に改め、同表梅ヶ丘県営住宅の項中「〇・七三」を「〇・七二」に改め、同表第二浪の浦県営住宅の項中「〇・七六」を「〇・七五」に改め、同表両家県営住宅の項中「〇・八六」を「〇・八五」に改め、同表光井県営住宅の項中「〇・九七」を「〇・九六」に改め、同表東深川県営住宅の項を次のように改める。

東深川県営住宅	一号棟から四号棟まで	〇・九八
---------	------------	------

表江良県営住宅の項中「〇・九二」を「〇・九一」に改め、同表柳井旭ヶ丘県営住宅の項中「〇・九七」を「〇・九六」に改め、同表大迫田県営住宅の項中「〇・八五」を「〇・八四」に、「〇・八一」を「〇・八〇」に改め、同表周南県営住宅の項中「〇・八三」を「〇・八二」に、「〇・八八」を「〇・八七」に、「G棟」を「H棟」に、「〇・五七」を「〇・五六」に改め、同表慶万県営住宅の項中「〇・七七」を「〇・七六」に改め、同表若山県営住宅の項中

三号棟及び四号棟	三号棟	〇・七六
	四号棟	〇・八一

に改め、同表福川

南県営住宅の項中「〇・八六」を「〇・八五」に改め、同表桜山県営住宅の項中「〇・九二」を「〇・九一」に改める。

山口県告示第百八十五号

山口県営改良住宅条例第三条第二項の規定により定める数値に関する告示(平成九年山口県告示第三百二十二号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

「第三条第二項」を「第三条第三項」に改める。  
表中「〇・九二」を「〇・九一」に改める。

### 山口県告示第百八十六号

県営住宅の構造及び戸数に関する告示(平成十年山口県告示第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

表綾羅木県営住宅の項を次のように改める。

綾羅木県営住宅	中層耐火構造四階建	二二八
	中層耐火構造五階建	二二五

表西宇部県営住宅の項中「六一」を「八六」に改め、同表東岐波県営住宅の項中「二四」を「五四」に改め、同表旗岡県営住宅の項中「四一〇」を「四〇〇」に改め、同表周南県営住宅の項中「四一〇」を「三七〇」に改める。

### 山口県告示第百八十七号

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示(昭和四十一年山口県告示第四百六十六号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一の表中 「有限会社山口県総合自動車学校」を「有限会社山口県うごう自動車学校」に改める。

「有限会社山口県うごう自動車学校」を「山口県総合自動車学校」に改める。

### 山口県告示第百八十八号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

平成二十八年六月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 委託に係る取扱歳入金の種類  
パーキング・チケット発給手数料
- 二 委託を受けた者の名称及び所在地  
株式会社中国警備保障  
岩国市麻里布町三丁目一四番一四号
- 三 委託の期間  
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間

平成二十八年六月七日印刷  
平成二十八年六月七日発行

発行人所 山口県庁  
山口県知事